

に於てもや、即ち脱退給付金に理由の如何を問はず返戻さるべきものとす。

三、出勤途中傷害に關する件は保留。

右終りて、川村保太郎乙委員會を代表して審議の経過を報告、二三
字句の修正を加へ理由書と共に可決した。

一、健康保険を共済組合に於て代行する場合に組合員より積金を増徴
せざることを

理由、共済組合に於て健康保険を代行するに際しては吾等が既に事業主
としての政付の負担以上の負担を、あるものにして更にこの負担を課せらる
るに過重なり。

二、政府は共済組合に対し組合員の掛金と同額の補助金を支出する

為、現在の勅令を改正すること。

三、健康保険法第七十條の規定に準じ國庫負担金に相当する額
を支出すること。

第二、第三に対する理由、現在実施してある共済組合の事業主としての政府が
当然負担すべき災害補償其の他労働の保全、生活の安定を圖るため社会
保険の一部を兼行してあるが故に組合員と同額以上の義務を負担
するに相当する。

以上可決確定後左記の如き声明を發表し、新三唱裡に散會した。
尚この機會に第八九回の際労働會議出席者の報告演說會を第一日
の會議終了後開いた。

聲 明 書